

## 地域おこし協力隊Q & A

平成21年6月  
地域自立応援課

### Q1 「地域おこし協力隊」のねらいは何ですか。

A 総務省においては、「自然との共生」を基本としてきた我が国の歴史・文化に基づき、豊かな自然環境を守りながら、活力ある地域社会を形成するため、新たに「地域力創造プラン（鳩山プラン）～自然との「共生」を核として～」（以下「プラン」という）を平成20年12月19日に発表しました。このプランにおいては、第二番目の柱として「地域連携による「自然との共生」の推進」を図ることとしています。

その取り組みの1つとなる「地域おこし協力隊」は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とする取組です。

具体的には、地方自治体が都市住民を受入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る意欲的・積極的な取組について、総務省として必要な支援を行うものです。

### Q2 「地域おこし協力隊員」の対象について教えてください。

A 地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）における「地域おこし協力隊員」の対象は以下のとおりです。

- ① 地方自治体から、委嘱状等の交付による委嘱を受け、地域協力活動に従事する者であること。
- ② ①の委嘱に当たり、地方自治体が、その対象者及び従事する地域協力活動の内容等を広報誌、ホームページ等で公表していること。
- ③ 地域協力活動を行う期間は、おおむね1年以上3年以下であること。
- ④ 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を移動させた者であること。したがって、同一市町村内において移動した者及び委嘱を受ける前に既に当該地域に定住・定着している者（既に住民票の移動が行われている者等）については、原則として含まないものであること。

なお、委嘱の方法、期間、名称等は、地域の実情に応じて弾力的に対応していただいて差し支えありません。

Q 3 「地域おこし協力隊員」には、どのような活動をしてもらえばいいですか。

A 地方自治体が委嘱する地域協力活動とは、地方自治体等が実施・支援するものであって、地域力の維持・強化に資する活動をいい、おおむね次に例示するものとします。その具体的な内容は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、地方自治体が自主的な判断で決定するものです。

(地域協力活動の例)

- 農林水産業への従事等
- 水源保全・監視活動
  - ・水源地の整備・清掃活動等
- 環境保全活動
  - ・不法投棄パトロール、道路等の清掃等
- 住民の生活支援
  - ・見守りサービス、通院・買物等の移動サポート等
- 地域おこしの支援
  - ・地域行事、伝統芸能等コミュニティ活動の応援等
  - ・都市との交流事業、教育交流事業実施の応援等
  - ・地場製品の販売その他の地産地消の推進のための取り組みの応援等

Q 4 財政支援は何年度からですか。また、具体的な措置内容はどうなっていますか。

A 地方自治体が、「地域おこし協力隊推進要綱」に基づき地域おこし協力隊に取り組む場合の財政支援については、平成 21 年度から、特別交付税措置を行います。

具体的には、おおむね次に掲げる経費について受入側地方自治体（都道府県・市町村）が負担した場合、隊員 1 人あたり 350 万円程度（報償費等については 200 万円程度）を上限とする措置を行う予定です。（※財政力を加味した措置とするかなど詳細は検討中です。）

要綱中「3大都市圏をはじめとする都市地域等」「過疎、山村、離島、半島等の地域」の範囲をはじめ具体的な隊員の対象範囲などについては、地方自治体等の意見も参考としながら決定する予定です。

**【必要経費の例】**

- (1) 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費
  - ・都市部における募集・PR費
  - ・職員旅費
  - ・各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費 等
- (2) 地域おこし協力隊員の活動に要する経費
  - ・報償費等
  - ・住居、活動用車両の借上費
  - ・活動旅費等移動に要する経費
  - ・作業道具・消耗品等に要する経費
  - ・関係者間の調整・意見交換会等に要する事務的な経費
  - ・隊員の研修受講に要する経費 等

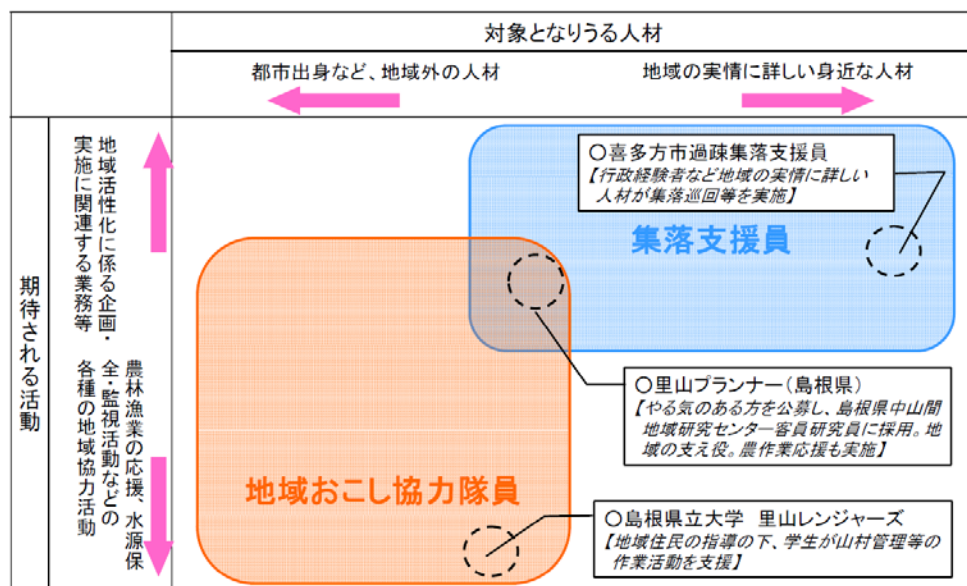
Q 5 「地域おこし協力隊員」は、「集落支援員」とどのように違うのですか。

A 「地域おこし協力隊」と「集落支援員」の特徴を比較すると、おおむね以下のとおりです。

本人の適性と能力に応じて、地域おこし協力隊員として委嘱を受けた方が同時に集落支援員を兼ねる場合や、集落支援員として委嘱を受けている方が地域おこし協力隊員の委嘱を併せて受ける場合などもあり得ます。

なお、これらの場合における特別交付税措置については、地方自治体が本人をどのように位置付け、総務省に対してどのように取組実績を報告するのか等に応じて、いずれかの措置のみを適用する予定です。

地域おこし協力隊員	集落支援員
<p>○対象となりうる人材</p> <p>豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた地域で生活することや地域社会へ貢献することを希望する意欲ある都市住民（若者等）</p> <p>（当該市町村外の人材）</p>	<p>○対象となりうる人材</p> <p>地域の実情に詳しい身近な人材で、集落点検の実施や話し合いの促進といった集落対策の推進に関して、ノウハウ・知見を有した人材</p> <p>（こうしたノウハウ・知見を有する者であれば、地域の実情に応じ、当該市町村外の人材を登用することも差し支えない）</p>
<p>○期待される活動</p> <p>各種の地域協力活動</p> <p>（農林水産業への従事等 水源保全・監視活動(水源地の整備・清掃活動等) 地域おこしの支援(地域行事、伝統芸能の応援)等</p>	<p>○期待される活動</p> <p>市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を実施 集落点検の実施、住民と住民・住民と市町村との間での話し合いを促進するなど、市町村職員や集落住民とともに、集落対策を推進</p>
<p>※「地域おこし協力隊員」がその適性と能力に応じ「集落支援員」を兼ねることも差し支えない。 （なお、この場合の支援措置は、いずれかを選択的に適用することを予定している。）</p>	



Q 6 その他、事業推進に当たっての留意事項について教えてください。

A 地方自治体は、地域おこし協力隊員の活動が円滑に実施されるように、複数人の受け入れを同時に行うとともに、地域おこし協力隊員が地域協力活動を終了した後も定住・定着できるように、地域おこし協力隊員に対する生活支援・就職支援等を同時に進めることが有効です。

また、地域おこし協力隊員の意向を尊重し、関係する各機関や住民等とも必要な調整等を行ったうえ、あらかじめ地域協力活動の年間プログラムを作成し、地域協力活動の全体をコーディネートするなど、責任をもって地域おこし協力隊員を受け入れることが求められます。その他、地域おこし協力隊員の活動が円滑に実施されるよう、必要な研修の実施、地域との交流の機会の確保などに配慮することが重要です。

地域おこし協力隊は、地方公共団体が自主的・主体的に取り組むものであり、総務省はその取り組み実績を事後的に調査のうえ財政上の支援措置を講じるものです。したがって、国に対する事前の申請等、特段の行為は要しません。